

- ⑤信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置

3 中小企業組合関係税制の充実強化

- (1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率を引下げること。
- (2) 事業協同組合等に対する法人住民税均等割額の軽減措置を講ずること。
- (3) 火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金等に対する税制措置を講ずること。
- (4) 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金を損金に算入すること。
- (5) 適用期限の到来する次の租税特別措置等を延長すること。また、適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は行わないこと。
 - ①事業協同組合等の留保所得の特別控除
 - ②中小企業等の貸倒引当金の特例(中小企業組合等に対する割増し措置)

4 拙速な消費税率引上げ議論は行わないこと。

5 環境税の創設は行わないこと。

4 中小企業に配慮した労働・教育・社会保障政策の推進

最低賃金の引上げには、生産性の向上や下請取引の適正化等が不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。

外国人研修・技能実習制度は、運用の適正化を前提に現行の制度目的及び団体監理型の受入れを維持すること。また、受入れ事業の適正化を図るため、「外部評価制度」等を創設すること。

国による職業訓練機能を維持・強化し、ジョブカード制度を推進すること。また、若者の就業促進と中小企業の人材育成・確保への支援を強化すること。

国の方針の下で、学校教育における中小企業に関する教育を強化すること。

中小企業が障害者を雇用しやすい環境を早急に整備すること。

中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。さらに、中小企業の高齢者雇用への支援を強化すること。

時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。また、「企画業務型裁量労働制」について、見直しを行うこと。

雇用保険に対する国庫負担は廃止しないこと。また、雇用保険二事業の助成金制度について、手続きの簡素化など活用面の見直しを行うこと。

社会保障制度改革に当たっては、厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げは行わないこと。

[具体的な要望事項]

1 生産性の向上等を踏まえた最低賃金の引上げ

- (1) 現下の厳しい経営環境においては、最低賃金の引上げには、中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。さらに、中小企業の高齢者雇用への支援を強化すること。時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。また、「企画業務型裁量労働制」について、見直しを行うこと。
- (2) 産業別最低賃金を早急に廃止すること。

2 外国人研修・技能実習制度の見直し

- (1) 制度の目的は、運用の適正化を図ることを前提に維持し、枠組みについては、「3年間の技能実習」とすること。ただし、日本語研修等の非実務研修は、受入れ当初の一定期間または一定時間以上の実施を義務づけること。
- (2) 事業協同組合等による団体監理型の受入れは維持すること。

なお、厚生労働省最終案の「新たな許可制」の導入については、過度の規制とならないよう十分に配慮するとともに、中小企業庁や中央会が行っている、事業協同組合等における受入れ事業の実施規制との整合性にも考慮すること。
- (3) 対象業種・職種や受入れ人数の拡大、再技能実習制度(高度技能実習制度)の導入など、制度の充実を図ること。また、技能実習生の厚生年金への加入については、免除措置を講ずること。
- (4) ブローカーによる事業協同組合等の悪用を防止するため、事業協同組合等については、「一定期間の本来の共同事業の実績」及び「受入れ事業の適格性」を受入れ事業実施の要件とし、法務省令に明記すること。
- (5) 受入れ組合の技能実習生の監理義務を明確にし、過度の監理責任の義務づけは行わないこと。この場合、受入れ組合と受入れ企業とで監理契約を締結し、監理実行に必要な事項の取決めを行うよう義務づけるなど、組合に監理実行のための権限を与えること。また、受入れ組合に員外監事の設置または業務監査権限を持つ監事の設置を義務づけ、これら監事就任者に対する教育研修を実施すること。
- (6) 受入れ事業の適正化を図るための新たな仕組みとして、各都道府県に外部専門家で構成する「都道府県評価委員会」(仮称)を設置し、一定の評価基準に基づき、受入れ組合の適格性の確認やその後の活動を客観的に評価する「外部評価制度」(仮称)を創設すること。また、この「外部評価制度」と連携して、外国人研修・技能実習制度の一体的運用を図るための関係機関の横断的な協議体として、各都道府県に「都道府県連絡協議会」(仮称)を設置すること。

さらに、こうした仕組みを円滑に推進するための予算措置を講ずること。
- (7) 受入れ組合の適正化指導において、上記の「都道府県評価委員会」及び「都道府県連絡協議会」に係る運営等の役割を与えるなど、中央会の役割を明確化すること。この場合、受入れ組合に対する中央会指導の法的根拠・位置づけを明確にし、その指導機能の充実強化を図ること。

3 若年者及び高齢者等の雇用促進と

中小企業の人材育成・確保への支援

- (1) 国による職業訓練機能を維持・強化し、若年失業者や年長フリーター等の就業のための職業訓練、中小企業の従業員や後継者の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技術・技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進すること。
- (2) 「実践型人材養成システム」、「日本版デュアルシステム」を含む「ジョブカード制度」を強力に推進し、定着を図ること。

本制度の推進に当たっては、制度の周知を徹底するとともに、中小企業が受け入れやすい柔軟な制度とすること。また、訓練実施企業に対する助成金等の負担軽減策の拡充や、制度の導入に向けて共同の取組みを行う事業協同組合等に対する支援を強力に行うこと。
- (3) 社会問題化している若年失業者や年長フリーター等の就